

令和7年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和7年8月25日（月） 午後1時30分から午後4時まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：伊藤芽衣、伊禮誠汰、鎌田哲也、北原和起、小林伸一、佐伯浩一、関口明、
田井信仁、渡邊秀孝、渡邊美樹

木更津市：渡辺市長、田中副市長、植野総務部長、中原総務部次長
（事務局） 内田課長、河上係長、石井主査、梅田主任主事
（関係課） 総務部情報経営課 山本課長、重田係長

○議題等及び公開非公開の別：全て公開

- （１）諮問 本市内部における特定個人情報の利用について
- （２）その他

○傍聴人の数：0人

○会議内容

河上係長 ただいまより、令和7年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。

私は進行を務めさせていただきます。総務課法規係の河上と申します。よろしくお願いいたします。

では、開催にあたりまして渡辺市長より挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆さんこんにちは。

本日は大変ご多用のところ、情報公開総合推進審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

日頃から市政各般にわたって、皆様には大変お世話になっております。改めて感謝申し上げます。

本市におきましては、委員の皆様のご協力のもとで、木更津市情報基本条例を初めとする各種条例等に基づき、公正な情報の取り扱いを、総合的に推進しているところでございます。

引き続き市民の皆様から信頼を得られますよう、透明性のある行政運営を実施して参りますので、委員の皆様には今後とも情報公開の総合的な推進のため、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、特定個人情報の利用についての諮問をさせていただきます。

委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

河上係長 渡辺市長ありがとうございました。

それでは木更津市情報公開総合推進審議会規則第 3 条第 1 項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、以後の議事進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長 規定によりまして議長を務めさせていただきます。

お暑い中お集まりになっていただきましてありがとうございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは本日の出席者の確認ですが何名でしょうか。

河上係長 本日は 15 名のうち 10 名の参加でございます。

小林会長 そうすると定数を満たしているということになりますので、会議は成立いたしました。

会議が成立するというので、まず本日の会議の公開について皆さんにお諮りしたいと思います。本日の議題は次第にあります諮問となっておりますが、本会議の公開についていかがでしょうか。異議がないですか。

各委員 異議なし

小林会長 では、会議は公開で進めさせていただきます。

それから、これ毎回始まる前に皆さんに申し上げていますが、途中で所用等で退席される場合は私の方に一言お声がけいただいてから退席していただければと思います。

それでは、諮問について事務局よりお願いいたします。

河上係長 諮問につきましては、渡辺市長から諮問いたします。

渡辺市長 木情経第 4 2 6 号 - 2。木更津市情報公開総合推進審議会 会長 小林伸一様。特定個人情報の利用について。諮問。

下記のことについて、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例第 3 条の規定により諮問します。令和 7 年 8 月 2 5 日。木更津市長渡辺芳邦。

1、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、条例に基づき実施機関において個人番号を利用すること。

なお、当該個人番号の利用は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に定める標準化基準に適合するための利用となります。

標準化法は、全ての地方公共団体が統一的な基準に適合する情報システムを利用することにより住民の利便性の向上及び行政運営の効率化に寄与することを目的としており、本市の利用する情報システムにおいても、当該標準化基準に適合しなければならない責務があります。

2、番号条例別表第 2 に掲げる事務を処理するため、実施機関において住登外者宛名番

号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報を利用すること。

3、上記1の事務について、番号条例に基づき、市長の照会に応じ教育委員会が住登外者宛名情報を提供すること、及び教育委員会の照会に応じ、市長が住登外者宛名情報を提供すること。

4、番号法別表に掲げる事務を処理するため、実施機関において住登外者宛名情報を利用すること。

5、番号条例別表第2に規定する木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例による、ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務において、新たに戸籍関係情報を利用すること。

以上になります。よろしくお願いいたします。

河上係長 渡辺市長は、ここで退席しますので、ご了承くださいようお願いいたします。

小林会長 続きまして諮問事項に関する審議に移ります。改めて、事務局よりご説明をお願いいたします。

河上係長 それでは、本諮問につきましてマイナンバー制度の所管課である情報経営課の山本よりご説明いたします。

また、事務局及び所管課からの連絡になりますが、前回お配りした資料の中で、資料3-1と新旧対照表と真ん中に書いてあるものについて、前回から差し替えがありました。

恐れ入りますが、新旧対照表と資料3-1につきましては、机の上に紙に置いてあるものもしくはタブレットの緑色のフォルダの中にあります資料3-1または新旧対照表というものを見ていただければと思います。

もう1点、これは事務局及び所管課であります情報経営課からのお願いになります。市議会等日程等の都合がありまして、本日、もし可能でしたら、本審議会で答申をいただけると大変助かります。よろしくお願いいたします。

小林会長 来月に第3回の審議会を当初予定はしていたのですが、私の勤務する大学、ここには他に2人メンバーおりますが、もちろん他委員の方々も、9月となれば、8月以上にお忙しくなるだろうと。

そういうわけで日程の調整が難しいということがございましたので、これはむしろ私の方から、今回の第2回で諮問と答申をお願いできないかとお願いし、それを快く事務局の方で聞いていただいて、本日に至ったということです。

幸い今日は諮問、答申の案件以外に議題はないということもあります。

それから、前回と比べて時間を早く始めたということもあって、諮問を今いただきましたが、今日これに対する我々の答申を出すというふうにお願いできればと私の方からも強くお願いいたします。

よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

小林会長 それでは、よろしくお願いいたします。

山本課長 本日はお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

また本日答申までお願いをさせていただきまして、大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

説明の進め方でございますが、お話しの方が大きく2つございますので、よろしければ途中で一旦質疑を入れさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

山本課長 ありがとうございます。

それでは今回の諮問のポイント等の詳細につきまして係長の重田よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

重田係長 木更津市の情報経営課の重田と申します。よろしくお願いいたします。

こちらの諮問の趣旨でございますが、2つの理由で番号条例の改正というものをを行います。

番号条例の正式名称は、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例で、特定個人情報、マイナンバーに関する独自の利用を木更津市がしたい場合の条例でございます。

こちらの番号条例を改正したいとなりますと市民の個人情報に影響がございますのでやはり有識者の皆様からこの改正にあたってのご意見もしくは不明点があればご質問いただいて、この諮問の内容について深堀していきたいといったところでございます。

この諮問事項を元に条例の改正案を作っていくこととなります。今回の参考資料で現時点の条例改正案を出させていただいておりますが、最終的には答申をいただいた上でこの条例改正案を議会に提出させていただきます。

この条例改正案の書き方がおかしい、この諮問事項だとちょっとこういった部分の影響があるなどご意見、ご質問などいただければと思います。

前回と少しだけ重複しますが手短にご説明いたします。

諮問書を基本的にはご覧いただき、後は適時新旧対照表と見比べ合っていただければと思います。

諮問書に諮問事項を5つ記載しております。

この諮問事項の1から4という部分が、住登外宛名番号管理機能といったものに関する事で、諮問事項の5がひとり親医療費制度における戸籍情報の利用に関する事です。

まずこの1から4の部分について説明させていただいて、質問を受け、1つ区切らせていただければと思います。

では、ご説明いたします。

項番1について、住登外者宛名番号管理機能は、住登外者という市に住所がない人、住所がないけど木更津市の行政事務の対象となることを指します。

例えば固定資産税、土地や家屋を木更津市に持ち住所は都内にあるとかそういった方

になります。家屋を持っていると、市外の居住者であっても、税が課税されますので、市県民税と固定資産で 2 つの事務の対象となりえます。こういった市外にいる人が木更津市で複数の行政事務の対象になることがございますので、システム上のその人を同一人と判定するために、マイナンバーを使う仕組みとなります。

このため、住登外者についてマイナンバーを扱うという部分が、番号法上は市の独自利用事務に当たるため、番号法第 9 条第 2 項に基づき、独自利用事務としてマイナンバーの利用について番号条例の別表第 1 に今回追加させていただきます。これが諮問事項 1 に該当します。

本件ですが、説明が重複してすみませんが、国の施策の 1 つで、地方公共団体の情報システムの標準化といったものがございます。標準化法という法もございます。

これに基づく国が決めた仕様のシステムを使うにあたって住登外者にマイナンバーを使うという仕組みとなります。

ですので、市の独自利用事務と言いつつ実質は、法の義務的な性質がある部分ではございます。

項番 2 について、こちらも住登外にかかる部分ですが、こちらは番号条例別表 2 に既に独自利用事務をいくつか規定しております。今回のひとり親医療費や子ども医療費とか障害関係の医療費助成制度などの規定がございます。

こういった既存の独自利用事務において、住登外者のマイナンバーを扱うという部分について条例に規定が必要になります。

項番 1 とは別に、市の独自利用事務で住登外者にマイナンバーを使うという部分で、別途条例の規定が必要となりますのでこちらも、番号法の第 9 条第 2 号に基づいて、これは個人番号の庁内連携で、番号条例の第 4 条第 4 項に今回追加いたします。

項番 3、これは市長部局から教育委員会、または教育委員会から市長部局へ住登外者の情報を、受け渡しをするために規定するものです。

項番 2 は庁内連携ですが、項番 3 は、情報連携といったものでして、市長部局と教育委員会は別の執行機関であって、別組織といった扱いになりますので、別途こういった規定が必要になりますので今回番号条例別表第 3 に追加するものです。

項番 4、こちらは番号法第 19 条第 8 号に法定事務というものがあり、この住登外者にマイナンバーを使うための規定を追加するものです。これが番号法第 9 条第 2 項に基づく庁内連携に当たり、番号条例の第 4 条第 5 項に、追加する記載となります。

住登外者については、マイナンバーを使った機能の実装によって、やはり住登外者の行政手続きの簡素化といったメリットがございます。必要書類の簡略化もしくは庁内で横の連携がとれるといったものです。一方でそういった個人情報の中で連携されるという部分については、利用範囲が広がるといったイメージもあるのですがあくまでも業務上必要な範囲で、こちらの情報部門としても、業務の担当課に必要最低限の権限を付与しております。このため、マイナンバーの取り扱い上は大きな支障はないといった解釈をして

おります。

項番 1 から 4 の説明については、以上となります。

小林会長 それでは質疑を行います。内容的に今回の改正は、今ご説明された 1 から 4 の諮問に関して、大きく言うとこれは住登外者の管理の効率化という理念に基づく、改正に関する諮問だということですね。

この後に関しては、ひとり親家庭などの医療費等に関する事務がより適正かつ効率化するということですよ。

それが 5 になって、これから説明されるということですが、いかがでしょうか 1 から 4 までの諮問項目について、ご不明な点であるとか、もちろん意見等もあれば出していただきたい。

ただし、諮問事項を我々が変更するってこと自体はできませんので、ご意見があれば、それは答申の方に、反映させるということにはなりますが、ご理解していただいた上で、何かご質問、ご不明な点であるとか今言ったようなご意見があれば、どんどん出していただければと思います。

意見などはございませんか。こちらから指名をさせていただきます。

伊禮委員は、何かございますか。

伊禮委員 特にございません。ご説明いただきありがとうございます。

小林委員 そうですか。国の標準化法が制定施行されるということが今の説明の中にもありましたし、それが前回の審査会での予備的なご説明の中でも強調されたと思うんですよ。

そのことを前提にして国の機関からトップダウンで木更津も含めて各自治体に、通達が出され、その枠の中での今回の条例の改正になるということで、我々もこうしなければならないってことですよ。

これは改正しなければならないということで私も理解していますし、事務局の方もそうですよね。この改正に正面から反対するってことはできないのだということです。

特にご質問がございませんでしょうか。特にございませんので諮問の 5 をお願いいたします。

重田係長 続けて諮問 5 番についてご説明いたします。

木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づいて、ひとり親家庭等医療費の助成制度というものがございます。

こちらがほとんどの自治体で行っている事業ではあるのですが、あくまでも市の条例に基づく市独自の事業で法定の事務ではないといったところで、番号法上は独自利用事務に該当いたします。

母子家庭、父子家庭などの医療費の支援制度でございますが、1 度認定を受けたとしても、期間は 1 年間のみ有効で、毎年現況届などの提出が必要です。子ども医療費とか児童手当とかも現況届が必要ですが、それと似通ったものであって、このひとり親家庭等医療

費の助成制度については、戸籍の証明書、謄本などの提出が必要となります。

対象者が母子家庭、父子家庭、もしくはその他そういった類似した家庭となりますので、その親族の関係を証明する手段として戸籍謄本の提出が今まで毎年必要となっており、市民の方は数百円払って、戸籍謄本を取って、紙で毎年提出していたというものですが、令和 6 年に戸籍法の改正があって、マイナンバーの情報連携といった仕組みによる対象者の戸籍関係情報を情報連携によって取得することができる仕組みができたので、これを使うために番号条例の改正が必要となります。

この項番 5 でそういった戸籍関係情報を紙で取得していたものをシステム上で入手できるようにしたいといったところで、行政職員側も事務の簡素化もありますし、市民も手続きの簡略化があるといったメリットがございます。

リスク管理の観点としては、システムで担当課の職員が戸籍関係情報を照会するといったものですが、その照会の履歴もマイナポータルに残ります。

番号法上の安全管理措置などもございますので、システム上も法律上もルールが固められているところですが、新たに戸籍情報の連携をしますので今回諮問としてあげているところです。

住登外と同じように必要最低限の権限しか職員には付与しておりません。部署単位ではなくてその部署の中でもその業務をやっている職員に最低限の権限を付与してというのが木更津市の現状です。

また、我々情報部門としても使用する端末やパソコンの操作などのログは定期的にチェックしております。

これも番号法、マイナンバーの安全管理措置として、毎年チェックすることを推奨されているものですので定期的に行っているところです。

リスク対策も最大限とられているといったところで、メリットもあり、リスク対策も十分ですというところで今回諮問として上げさせていただきました。

説明は以上となります。

小林会長 ありがとうございます。

諮問 5 について何かご不明な点あるいは、ご意見等がございますか。

私の方から一言よろしいですか。諮問事項が扱う情報は個人情報であり、今も説明の中にリスク管理という言葉は何度も出てきていることでもおわかりのように、戸籍関係の情報を直接扱うということでより慎重に扱い、一方で利便性は向上するとは言っても、その反面でこれまで以上にそのリスクが大きくなることは目に見えますので、その点は最大限管理をしっかりとするというようなご説明でしたよね。

重田係長 はい。

小林会長 これを踏まえて、何かご不明な点やご意見等がございましたら、いかがでしょうか。

渡邊秀孝委員 委員の渡邊です、お疲れ様です。

5 番のところでは、戸籍関係情報を利用しますっていうことで、そのことについては助成対象者の方には確認されるっていうことですよ。

重田係長 はい。申請書の必要書類の記載もあり、厳密には照会について同意はいらないのですが、このひとり親家庭の申請をするにあたってマイナンバーを使った戸籍情報を職員が適時照会するといったような案内をホームページなどで出す、または窓口でマイナンバーを記載いただいた方には説明するといったことを行います。

渡邊秀孝委員 はい、わかりましたありがとうございます。

小林会長 はい。他に何かございますか。

渡邊秀孝委員 はい。すべて諮問はしかるべくということが私の意見ですけれども、全体として、少し感想というか、意見だけ述べさせていただければと思います。個人情報の管理においてリスク管理と利便性の確保ということがすごい前面に出てきてしまっている、出てきているとは自然なことなのかもしれないですけれども、国の施策はこうだからというところが出てきてしまう。

それはもちろん行政の効率化っていうことで、好ましいことだとは思いますが、他方で、そもそも個人情報っていうのは、その提供について個別的な同意というところが本当の出発点だったのではないかなと思うところでございます。

それは自己情報のコントロール権というふうに呼ぶのかどうかは別として、そういった利用者の方の情報、自分の情報の管理に対する意識というか、管理する権限が本当は本人にあり、本人の同意という当初のところを忘れないようにしていくことが必要かなっていうふうに思いますので、そういったことを、一言書いておいていただけると、こういった場での議論が実質化してよろしいのではないかなというふうに思いますので、意見だけ述べさせていただきます。

小林会長 ありがとうございます。大変貴重なご意見で、これは答申の方に反映させればと思います。皆さんも同意見だと思います。

他にございませんでしょうか。1 から 5 までの諮問事項の説明と、前回の説明と本日の今の説明を踏まえて、この後ですね、今日のスケジュールとすれば答申案の審議に入ることになります。

ですから今説明された 1 から 5 まで、直接質問する、あるいは駄目ですというようなご意見といったものをするという時間はこの時間に限られてしまいますので、最後何か 1 から 5 まで、ご不明な点やご意見等がございましたらお願いします。

特にございませんか。それであれば説明の時間はこれにて終了ということにします。

私の方からですが、我々委員で、5 つの事項に対する答申を 1 字 1 句検討するっていうやり方も 1 つありますが、この審議会の慣例としてあらかじめ 1 人の委員にも若干手伝っていただいたんですが、私と事務局の担当者の方が前もって答申案という粗々のものというものを作っています。それをたたき台にして正式な答申というものにつなげていくというのが、この審議会の良き慣行だと思いますので、今回もそのやり方を取ろうと思

うんですが、ご異議ございますか。

各委員 異議なし。

小林会長 異議がないようですので、そのやり方を引き継ごうと思います。案を粗々のですが、皆さんにお配りします。

大変貴重なご意見を渡邊委員の方からいただいたので、それを皆さんで話し合っただけで5の答申に反映させる。

あくまでも粗々の案の案のようなものですので、句読点等の拙いところもあるかもしれませんが、そういったことも指摘していただいた上で、形式的な問題に限らずしっかりこれを読んでいただいた上で、いろいろご指摘していただければと思います。

いろいろご意見等や、訂正等が出されたら、それを事務局の方できちんとメモをしていただいて、文章作っていただいて、それを皆さんに配り、それでも何かまたおかしい点があればもう一度同じようなことをやるということを繰り返します。

事務局の方、大変でしょうけどよろしくお願いいたします。

河上係長 答申案の記載内容について補足の説明いたします。お手元に答申案は、皆様ありますでしょうか。

まず、この答申案ですが、市長に対してこの審議会が答申をするような形となっておりますので、こちら、左上に市長、右下に本委員会の代表である小林会長のお名前を書かせていただいております。

その次に諮問の題名が、特定個人情報の利用についてということになっておりますので、答申案の題名についても同じく、特定個人情報の利用についてと書かせていただいております。

形式的なところですが、1行目になりますけれども、令和7年8月25日付、木情経第426号の2で諮問のありました、このことについて下記の通り答申しますとしまして、具体的な答申の内容につきましては下記に列記で書かせていただいております。

では、諮問書と答申案を並べてちょっと見ていただければと思います。

まず、答申書の1を作るにあたって整理したことを説明させていただければと思います。諮問書にありました住登外者について、木更津市の住民基本台帳に記録されていない方を住登外者と定義してありました。

あとは、住登外者宛名管理機能という定義が出てきまして、こちらは、木更津市の事務を処理するために、利用する情報システムの機能であって、住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理する情報システムの機能を住登外者宛名番号管理機能と定義しておりました。これらの定義を使って諮問書では住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務において、番号法9条2項の規定により、条例に基づき実施機関において個人番号を利用するという事について諮問をしています。

そして、標準化法に定める標準化基準に適合するために今回の改正が必要ということ、住民の利便性の向上と行政運営の効率化に寄与することを目的としているということが、

諮問書に書いてあります。

番号法 9 条 2 項の規定にもありますが、地方公共団体の執行機関は、福祉、保健若しくは医療等の事務であって条例で定めるものの処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができるとしております。

先ほど、情報経営課の話がございましたが、マイナンバーを使って、住登外者という、例えば、固定資産税は木更津市に支払い、木更津市には住んで無い方とか、他の制度で木更津市には住んでいないけど、木更津市の事務との対象となっている方とかが、同じ人かどうかというのを判別するために、マイナンバーを使うということでした。

さらにそれは何に使うかというのが、説明もありました。

この番号条例で福祉とか、医療とかにおいてマイナンバーを使っている事務について、例えば、ひとり親医療で住登外の方がいた場合に、番号を振って、仮に固定資産税も住登外者として支払っていたら、その方が、同じなら、同一の番号を付番するというような形で管理する旨の説明がありました。

そもそも番号法の事務、番号条例の事務について、住登外宛名管理機能というもので、番号を振って同一の人を管理していくこと自体は番号法 1 条、3 条の目的規定と基本理念に合致しているという点もあります。

番号法第 1 条のところにありますが、もともとこのマイナンバーというのは、同一人の照合をして同一の者に係るものかどうか確認するために整備するというものであります。

第 3 条でも、国民の利便性、行政運営の効率化とあり、この行政運営の効率化、住民の利便性の向上には、そもそも同一人の判定にマイナンバーを使うというのがマイナンバー制度であり、今回の住登外者の同一人の判定にマイナンバーを使うことは、マイナンバー制度と合致しており、問題がないと今回の答申案の 1 にまとめさせていただきました。

読み上げさせていただきますと、諮問事項 1 にかかる事務において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における個人番号を利用することは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 4 条 2 項に規定する責務を市が果たすために、やむを得ない利用であり、必要であると認められると書いています。

次に、また、標準化法の目的である、住民の利便性の向上と行政運営の効率化は、番号法の目的とも共通するものである。

このため、諮問事項 1 に係る事務において、個人番号を利用することは、番号法の目的に照らし、適切であると考えたと答申案を作っております。

諮問事項の 2 は、諮問事項 2 から 4 までは関連する形で、市が番号条例別表 2 で使っている事務を処理するため条例に規定する必要がある、もしくは、市の執行機関、市長部局と教育委員会が情報をやりとりするときにも同じく、条例の別表の 3 に規定する必要があります。

諮問事項 4 は、番号法で定めている、例えば生活保護の事務ですとか、そういったよう

な、法定事務についても、この住登外者宛名番号で管理する。

これらは関連しているため、答申案に諮問事項の 2 から 4 までについてまとめさせていただきまして、住登外者宛の情報を、実施機関において、諮問事項 2 及び 4 に係る事務を処理するために利用すること、並びに諮問事項 3 にかかる、照会に応じて提供することは、諮問事項 1 に対する答申の中で示したものと同一理由から、必要であると認められ、適切であると考ええるというような形で、答申案をまとめてきております。

諮問事項 1 から 4 までについての答申案については、以上の説明になります。

小林会長 ご意見等がございましたら、形式的な、それこそ句読点であるとか含めてご意見がありましたら、いかがでしょうか。

諮問書の前書きのところ、第 3 条の規定により諮問します。

これを受けて、答申案の方にも答申しますとしていますが、我々とする答申いたしますといったより丁寧な言い方がより適切のように私は思うのですがいかがでしょうか。

伊禮委員 はい、伊禮でございます。本当に形式的で恐縮なんですけれども、2 行目に個人番号を利用することは標準化法 4 条 2 項に規定する責務を市が果たす為に止むを得ない利用でありとありまして、利用が重なるのは非常に違和感があるかなと思いました。例えば市が果たすために不可欠であり、必要であると認められるみたいなイメージの方が、いいかなと思います。

河上係長 もう一度お願いできますでしょうか。

伊禮委員 4 条 2 項に規定する責務を市が果たすために不可欠であり、必要であると認められる。

小林会長 事務局いいですか。これを生かしてください。

河上係長 はい。

小林会長 他にありますか。

諮問書の方には、2 つの法律が出ていますが、この法律の略称とそれから、さらにはその法律の番号、例えば令和 3 年法律第 40 号まで、諮問書のほうにありますね。

しかし、答申案の方ではこれは省いているという点はいかがでしょう。

これも、諮問書を受けて前提にした答申なので、特に問題はないとは思いますが。

やっぱりあくまで、厳格に諮問書通りに、これは法律の番号も必要なんだという考えも一方であると思うのですがいかがでしょう。

伊禮委員 どちらでもいいというのが正直な感想ですが、私の感覚ではやっぱり一応別個の、別個の文書で出して恐らくホームページも別々の PDF で別々のリンクで掲載されると思いますので、きちんと法律は引用して欲しいなと思います。

小林会長 いかがでしょうか。答申案の答申の中にも法律番号まで、正確を期すという意味ですね。入れるとすることでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

小林会長 ではそうしてください。

河上係長 では、答申にも法律番号を入れます。

小林会長 答申の 2 について、諮問事項 1、今検討した 1 に対する答申の中で示したものと
同じ理由からという点について。

改めてこの諮問 2 以降でも、同じ理由というものを繰り返すべきで、それでいいんだと
いうような意見もあるのだと思うのですがいかがでしょうか。

答申 1 を見れば一目瞭然だという、前提ですよ。

その一目瞭然性みたいなものがすぐ見えるのが読めるのかってことですよね。

それから不必要な重複っていうものも、やはり避けるべきだという観点もありますよ
ね。一目瞭然性が明らかでなくても、一応しっかり読めば、すぐに、誰しもがこう読み取
れるということで、それをまた 2 の方で繰り返す必要はあるのかという観点ですよ。こ
ういう言葉が出てくるわけでしょ。

河上係長 昨年度も、こういった同じケースで似たような答申の際にも、重複を避けた答申
をしておりましたので、それを真似させていただいております。

小林会長 確かにございましたよね。特になければ、今のことも踏まえると、やはり、この
表現でよろしいように私は思いますが。

特にご異議等がなければ、諮問事項の 2 から 4 までに対するとすることはいかがでし
ょうか。

各委員 はい。

小林会長 答申案の 3 についてはいかがでしょうか。

河上係長 はい、答申案の 3 について少し補足をさせていただきます。

小林会長 どうぞ。

河上係長 前回の資料の 2-2 というのを見ていただければと思います。

こちらは、自治体が独自事務でマイナンバーを使うときというのは、個人番号法別表に
規定している事務、すなわち法律に定めている事務と似たような事務でないと、この独自
利用が使えないという決まりがございます。それが資料の 2-2 にあります。

こちらの (2) の左側の方が法定事務、右側の方が市がこれから独自利用をする予定の
事務で、事務の趣旨や目的というのが、左側の法定事務では例えば児童扶養手当では父母
に経済的な付与を与える、独自利用事務であるひとり親医療の事務についても、医療費の
助成をするというような形で、やはり経済的な付与を目的としております。

対象者についてもこれも似ているかどうかというところでして、同じく、親を対象にし
た事務とし、対象者も同じようにしております。

もう 1 つが、法定事務の方で、認められるというものかどうか。今回の戸籍関係情報に
つきましても、児童扶養手当という法定事務でも、戸籍関係情報がすでにもう認められて
いる事務になっており、特定個人情報として、照会できるようになっております。今回の
ひとり親家庭医療でも、法定事務と類似する事務であるので、条例で規定すれば照会でき
るようになります。

同じ課で同じ人が児童扶養手当と、ひとり親医療の対象である場合、児童扶養手当の方については、番号法に規定があるので戸籍情報の添付は申請に必要無いけれども、ひとり親医療の方については、マイナンバー事務にはなっていないので戸籍関係情報については、紙で申請時に出すというようになってしまうことがある。同じ窓口で対応がバラバラになってしまふところを今回、情報経営課、こども政策課では、同じように申請時の負担を減らすように事務を合わせるような形を考えているところであります。

マイナンバーを使って、市の方が照会をして他の自治体から提供を受けるような形にすると、窓口でお客さんの方が戸籍を出さなくて済むようになるというのが利便性になります。

また、法定事務と同じような形の事務でないと、独自利用で個人番号は使えないということになります。

昨年度もこのひとり親家庭医療に関する事務について本審議会で、諮問と答申が行われまして、去年は、マイナンバーカードによる保険証の一本化というのがありまして、健康保険の情報が、マイナンバーを使った照会ができるようになるという諮問、答申もございました。

過去の答申を参考に答申案の3、諮問事項の5に係る事務については、すでに、平成27年度第3回及び令和6年度第2回の本審議会において個人番号を利用することについて適切であると答申した事務であり、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例別表第1及び第2に規定された事務であって、番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務と類似する事務であると。

第2段落目としまして、諮問に係る戸籍関係情報については、当該特定個人番号利用事務において利用する特定個人情報の範囲内であると認められる。

また、諮問に係る事務において戸籍関係情報を利用することは、ひとり親家庭医療等の助成を利用する住民の負担軽減となるものであることから、諮問に係る事務において利用する必要性も認められる。以上のことから、諮問事項5については、番号法の目的に特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いの確保は含まれることに照らし適切であると考えられるという形で案を考えております。

以上になります。

小林会長 そうすると今説明あった、この文章全体の前半部分というのは、我々が答申をするにあたっての背景というか、なおかつ根拠というものを示していると。

これ踏まえて2段落目に入っていくということなんですね。

確か、昨年度の例を出され、そしてそれを今回引用したと。

河上係長 はい。

小林会長 昨年度審議した我々とする、類似という言葉自体は本来は似通う、似ているとかという意味ですけどこの番号法の中ではですね、法定事務と趣旨または目的が概ね同一

であるということで、この類似というような言葉で使っております。

河上係長 個人情報保護委員会の規則でも、法定事務と類似していると言言葉を使っています。

小林会長 渡邊委員どうぞ。

渡邊秀孝委員 委員の渡邊ですお疲れ様です。戸籍関係情報については、範囲内であると認められても、範囲内で認められるところの理由っては何か一言ないんですかね。

河上係長 配付資料 2-4 に説明があった部分になります。

以前は、法定事務について、番号法別表 2 という形で定めてあり、現在は改正がされ、省令で、主務省令別表で定められている事例が法定事務になります。資料 2-4 で言うと主務省令で定める事務中に類似する、児童扶養手当の事務の中で特定個人情報として戸籍関係情報を使っています。この類似する事務の範囲内の特定個人情報を今回独自利用事務で戸籍関係情報を使用することについてを書いたところになります。

渡邊秀孝委員 番号法何条で引用する主務省令により、ぐらいの表現でもいいですよね。番号法何条の委任するところの主務省令により、範囲内であると認められるぐらいでもいいですよね。

小林会長 番号法に定める主務省令により、というような形。

河上係長 補足させていただきます。答申 3 番、諮問事項の 5 について、第一段落目の最後で、番号法 19 条 8 号に規定する特定個人番号利用事務と類似する事務であるという形で書かせていただいて、その次の段落で諮問に係る戸籍関係情報については、当該特定個人番号利用事務において利用する特定個人情報の範囲内であると認められると記載し、この当該特定個人番号利用事務というのがその前の、番号法の 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務を受けている形になっております。補足いたします。

渡邊秀孝委員 わかりました。

伊禮委員 一番最後の段落ですね、以上のことからこのところなんですけれども、この段落は、番号法の目的の 1 つに、この情報の取り扱いが安全かつ適正な確保があること等、その目的に照らすと諮問事項 5 は適切であるという 2 つの内容を含んでいるということの理解でよろしいですか。

河上係長 はい、その通りです。前段で法定事務と類似する事務との合致性という確認を 1 つ 1 つやってきたところになります。その上で、番号法の目的、基本理念にマイナンバーを使うことができる事務が法定されており、その枠組みの範囲内で、独自利用をする。主務省令の要件を当てはめ、当てはまる事務というものが番号法の制限がかかっている事務になりますので番号法の目的に特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いの確保が含まれることから適切であると考ええるというような形で、まとめました。

前段の要件に当てはまるというところが、法の目的に照らしても、戸籍関係情報を使うとについては、適切であると書かせていただいたところになります。

伊禮委員 ありがとうございます。私の理解がおかしいのかもしれないですけど、現在の書

き方ですと、目的にこの情報の確保が含まれることのみが理由になっていて、当てはまっているという方向が出てきてないというふうにも読めなくもないかなと思ひまして。

例えば、以上より、番号法の目的に含まれる特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いの確保の観点から適切であるみたいな形ですと、番号法の目的に取り扱いがあるということと、それに当てはまっているという 2 つの意味が出せるのかなと思ひたんですけれども、いかがでしょうか。

小林会長 非常に今いいこと言っています。

石井主査 総務課の石井と申します。

伊禮委員からご提案いただいた内容についてちょっと復唱させていただきます。

3 の最後の段落ですね、以上より、諮問事項 5 については、番号法の目的に含まれる特定個人情報の安全かつ適正な取扱いの確保の観点から適切であると考えます。

2 段落目は、もう一度読み上げますと、諮問に係る戸籍関係情報については、当該特定個人番号利用事務において利用する特定個人情報の範囲内であると番号法第 19 条第 8 号及び第 9 号が委任するところの関係法令において認められる。また、諮問に係る事務において戸籍関係情報を利用することは、ひとり親家庭等医療費等の助成を利用する住民の負担軽減となるものであることから、必要性も認められる。

以上より、諮問事項 5 については、番号法の目的に含まれる特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いの確保の観点から、適切であると考えます。以上でございます。

小林会長 いかがでしょうか。はい北原委員。

北原委員 委員の北原ですよろしく申し上げます。

今の答申 3 の 2 段落目のところで、諮問に係る戸籍関係情報というふうに書かれているんですけれどもここ、諮問とだけ述べられているのは、諮問 5 のことについての、多分わかりきったことだからだと思ひますけれども。諮問とだけ述べていると。諮問 1 から 4 まで含めた、ものに見えてしまうので諮問事項 5 というふうにしたほうがいいのかというふうに思ひたのですが。

小林会長 より、正確ですね。

北原委員 はい。

渡邊秀孝委員 答申の 4 の 5 つの諮問事項における部分についてよろしいでしょうか。

必要性や利便性の議論に形式的にとらわれることなく、実質的に、本来、個人情報の利用に際しては、当該個人の個別的同意が望まれるとの視点を失わずにを挿入していただけないかと。

当該個人の個別的同意が望まれるとの視点を失わずに、引き続き個人番号及び特定個人情報の慎重な取扱いを要請するものである。

小林会長 ありがとうございます、よろしいでしょうか。

河上係長 修正に加えます。また、答申 3 についても、先ほど北原委員の話がありましたので、諮問事項 5 にかかるというふうに直させていただきます。

小林会長 全体を整えて、今修正したものを印刷してください。

河上係長 はい。

(答申案を印刷し各委員に配る。)

小林会長 最終確認を委員の皆様行ってください。

囚われることなくは、身体的拘束っていう形で、ひらがなの方が良いのでは。渡邊美樹委員はどうでしょうか。

渡邊美樹委員 私もその方がいいと思います。

小林会長 今見直して、今の漢字の部分のところを直しましてここ、もう一度見ていただくような形にします。

では案を取った正式な答申のものを今作成してください。

(答申の印刷し、各委員に配布。)

小林会長 こちらで答申をしたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

小林会長 それではこれから答申いたします。

令和7年8月25日

木更津市長渡辺芳邦様。

木更津市情報公開総合推進審議会会長小林伸一。

特定個人情報の利用について。答申。

令和7年8月25日付け木情経第426号-2で諮問のありましたことについては、下記のとおり答申いたします。

記。

1 諮問事項1について。

諮問事項1に係る事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 平成25年法律第27号。以下番号法と記す。における個人番号を利用することは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 令和3年法律第40号。以下標準化法と記す。第4条第2項に規定する責務を市が果たすために不可欠であり、必要であると認められる。また、標準化法の目的である住民の利便性の向上と行政運営の効率化は、番号法の目的とも共通するものである。このため、諮問事項1に係る事務において、個人番号を利用することは、番号法の目的に照らし、適切であるとする。

2 諮問事項2乃至4について。

住登外者宛名情報を実施機関において諮問事項2及び4に係る事務を処理するために利用すること並びに諮問事項3に係る照会に応じて提供することは、諮問事項1に対する答申の中で示したものと同一理由から、必要であると認められ、適切であるとする。

3 諮問事項5について。

諮問事項5に係る事務については、既に平成27年度第3回及び令和6年度第2回の本審議会において個人番号を利用することについて適切であると答申した事務であり、

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例 平成27年木更津市条例第28号別表第1及び第2に規定された事務であって、番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務と類似する事務である。

諮問事項5に係る戸籍関係情報については、当該特定個人番号利用事務において利用する特定個人情報の範囲内であると番号法第19条第8号及び第9号が委任するところの関係法令において認められる。また、諮問事項5に係る事務において戸籍関係情報を利用することは、ひとり親家庭等医療費等の助成を利用する住民の負担軽減となるものであることから、必要性も認められる。

以上のことから、諮問事項5については、番号法の目的に含まれる特定個人情報の安全かつ適正な取扱いの確保の観点から、適切であると考えます。

4 個人番号及び特定個人情報の慎重な取扱いについて。

5つの諮問事項において、その事務に携わる実施機関には、必要性や利便性に形式的にとられることなく、実質的に本来個人情報の利用に際しては当該個人の個別的同意が望まれるとの視点を失わずに、引き続き個人番号及び特定個人情報の慎重な取扱いを要請するものである。

田中副市長 小林会長はじめ委員の皆様には、長時間にわたり慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

この答申を踏まえまして、条例案を精査し、市議会に提案をさせていただく予定でございます。

条例改正後は、諮問に係る事務について、特定個人情報の保護と利用に向け準備を進めて参ります。

また、番号法に基づいて、個人番号取扱事務につきましては、審議会の皆様の議論、ご指摘を踏まえ、安全性にも細心の注意を払いつつ、運用して参る所存でございます。

本日は誠にありがとうございました。

小林会長 以上で本審議会の議題は終了いたしました。その他、委員の皆様方から何かございましたら、お願いいたします。

特にないようですので、以上で本日の日程を終了いたします。

これをもちまして、令和7年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会を終了といたします。

長時間にわたりお疲れ様でございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和7年12月26日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸 一